

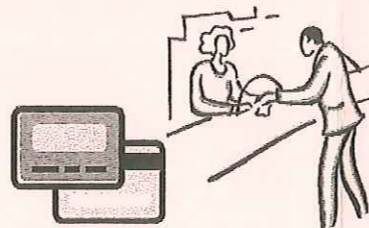
天寿荘ヘルパー便り

2015年11月発行 233号
文責 天寿荘 訪問介護課
金子由美子<71-9641>

『マイナンバー制度について！』

●マイナンバーとは？

- ・マイナンバーとは、赤ちゃんから高齢者まで全ての国民一人一人に、与えられる12桁の個人番号を言います。



●自分の番号はいつ分かるの？

- ・平成27年10月から一人一人にマイナンバー(個人番号)が郵便局の人から手渡しで渡されます。封筒の中に世帯全員分入っているか確認しましょう。
- ・マイナンバーは一生使います。大切に保管し、他人に自分の番号を教えたり通知カードを預けたりしないように注意しましょう。

●通知カードに何が書かれているの？

- ・紙製のカードの半面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されています。本人確認の時には、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

●どんなときにマイナンバーが必要になるの？

- ・平成28年1月から、社会保障(年金給付、医療保険の請求等)税金、災害対策の手続きにマイナンバーが必要になります。

木々も色づいて、すっかり秋の景色になってきました。天気が良いと青空が広がり、気持ちも晴れやかになります。

ところで皆さんの家にはマイナンバーの通知が届きましたか？

マイナンバーは来年の1月から利用開始となります。

そこで今月のテーマは「マイナンバー制度について！」です。

●マイナンバーの詐欺や被害が多く出ています！！

<電話や訪問による詐欺>

☆「行政機関のものです」と名乗り話をするケース

「マイナンバー制度に伴い、個人情報の調査をしています」

「マイナンバーの手続きはもう始まっています。手続きがまだなら

刑事問題になりますよ」と、個人情報を聞き出そうとします。

☆業者を名乗るケース

「マイナンバーの管理は複雑です。私が管理します」

「マイナンバーの情報が漏れるのを防ぎますよ」とセキュリティ費用を請求する。

●対策方法

☆不審な電話はすぐ切りましょう。

☆不審な訪問は断りましょう。

☆個人情報(自分の名前や住所)を教えないようにしましょう。

☆不審と思われる時は、相手の用件をメモに残し、家族や

消費者センター、警察の方に相談しましょう。

※行政機関の職員が自宅に電話をかけたり、自宅に訪問することは

絶対にありません！！

